振出日　平成23年12月20日
振出地　広島県福山市
振出人　共和工業株式会社　代表取締役　今田　徹男
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２４年（へ）第６号

東京都千代田区丸の内１丁目８番２号鉄鋼ビルディング
申立人　東京窯業株式会社
代表者代表取締役　牛込　伸隆
権利を争う旨の申述の終期　平成24年６月15日
平成24年６月18日　名古屋簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＧＫ10404
金額　402,192円
支払期日　平成24年６月１日
支払地　名古屋市
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行新名古屋駅前支店
振出日　平成24年１月20日
振出地　名古屋市
振出人　江尻鋳材株式会社　代表取締役社長　江尻　篤則
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２３年（へ）第１号

名古屋市中村区烏森町３丁目56番地
申立人　株式会社ニューギン
代表者代表取締役　新井　悠司
権利を争う旨の申述の終期　平成24年５月21日
平成24年６月18日　都留簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　４通
⑴手形番号　ＡＥ68466
金額　331,800円
支払期日　平成23年10月31日
支払地　上野原市
支払場所　山梨信用金庫上野原支店
振出日　平成23年９月27日
振出地　山梨県上野原市松留31番地
振出人　木村商事株式会社　代表取締役　木村　信男
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＡＥ68467
支払期日　平成23年11月30日
⑵の金額、支払地、支払場所、振出日、振出地、振出人、受取人、最終所持人は⑴の記載に同じ
⑶手形番号　ＡＥ68539
金額　331,800円
支払期日　平成23年10月31日
支払地　上野原市
支払場所　山梨信用金庫上野原支店
振出日　平成23年９月27日
振出地　山梨県上野原市松留31番地
振出人　江南物産株式会社　代表取締役　木村　光一
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑷手形番号　ＡＥ68540
支払期日　平成23年11月30日
⑷の金額、支払地、支払場所、振出日、振出地、振出人、受取人、最終所持人は⑶の記載に同じ

平成２４年（へ）第１号

三重県松阪市嬉野新屋庄町1486番地２
申立人　横山総合設備株式会社
代表者代表取締役　横山　隆之
権利を争う旨の申述の終期　平成24年６月15日
平成24年６月18日　四日市簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＹＳ99502
金額　2,940,000円
支払期日　平成23年７月31日
支払地　三重県四日市市
支払場所　株式会社三重銀行本店
振出日　平成23年４月28日
振出地　三重県四日市市
振出人　生川建設株式会社　代表取締役　生川　正洋
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２４年（へ）第１６号

大阪府堺市東区西野196番地８
申立人　株式会社アンリツ大阪
代表者代表取締役　金谷　眞一
申立人代理人弁護士　森田　英樹
権利を争う旨の申述の終期　平成24年６月18日
平成24年６月19日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＢ215198
金額　337,000円
支払期日　平成24年５月20日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社みずほ銀行堂島支店
振出日　平成24年１月16日
振出地　大阪市
振出人　三洋株式会社　代表取締役　瀧本　義房
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２４年（へ）第４号

大阪府守口市八雲東町１丁目21番10号
申立人　いすゞ自動車近畿株式会社
代表者代表取締役　中川　邦治
権利を争う旨の申述の終期　平成24年６月15日
平成24年６月18日　神戸簡易裁判所
（別紙）　目　録
為替手形　１通
手形番号　ＢＣ83677
金額　113,046円
支払人　上組陸運株式会社　代表取締役社長　吉田　康蔵
支払期日　平成24年１月31日
支払地　兵庫県神戸市
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行三宮支店
振出日　白地
振出地　白地
振出人　白地
引受日　平成23年11月30日
引受人　上組陸運株式会社　代表取締役社長　吉田　康蔵
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２４年（へ）第４号

山口県防府市大字江泊315番地の１
申立人　株式会社宮本建材
代表者代表取締役　宮本　俊亮
申立人代理人弁護士　中光　弘治
権利を争う旨の申述の終期　平成24年６月15日
平成24年６月18日　福岡簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　Ｆ009130
金額　2,133,331円
支払期日　平成23年12月31日
支払地　福岡市中央区
支払場所　株式会社十八銀行福岡支店
振出日　平成23年８月10日
振出地　福岡市中央区薬院１丁目４番３号
振出人　株式会社今林工務店　代表取締役　今林　保
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２４年（へ）第２号

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前期権利は失権する。
広島県福山市坪生町１丁目38番28号
申立人　森田　浩治
権利の届出の終期　平成24年６月13日
平成24年６月14日　福山簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　福山市坪生町１丁目2392番１
宅地　131.12平方メートル
⑵登記年月日番号　広島法務局福山支局明治39年２月６日受付第721号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　買戻特約
原因　明治39年２月６日特約
期間　明治45年２月５日まで
買戻権者　深安郡坪生村　神原嘉三郎

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第６４８号

千葉県船橋市芝山６丁目39番２号
債務者　有限会社高秀
代表者代表取締役　高橋　秀彦
１　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山下富佐子
４　破産債権の届出期間　平成24年７月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月10日午後１時30分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係